

佐賀県告示第 129 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

令和 8 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第 264 号	佐賀県重要文化財（工芸品）	刀銘肥前国忠吉慶長五年八月吉日	1 口	佐賀市城内一丁目 15 番 23 号 佐賀県立博物館	佐賀県
重第 265 号	佐賀県重要文化財（古文書）	圓通寺文書	13 点	小城市小城町松尾 3832 番地 圓通寺 小城市小城町 158 番地 4 号 小城市立歴史資料館	圓通寺
重第 266 号	佐賀県重要文化財（考古資料）	長倉遺跡出土瑞花双鳥八稜鏡	1 面	東松浦郡玄海町新田 1809 番地 6 玄海町教育委員会	玄海町教育委員会